

# 輪島市週休2日工事実施要領

## 1 主旨

建設業の働き方改革を推進するため、建設現場において週休2日（4週8休相当）に取り組む「輪島市週休2日工事」を実施するに当たり必要な事項を定める。

## 2 用語の定義

### (1) 月単位の週休2日

工期内の対象期間において、全ての月で週休2日（4週8休相当）の現場閉所又は全ての月で技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日（4週8休相当）の休日を確保するもの。

### (2) 通期の週休2日

工期内の対象期間において、週休2日（4週8休相当）の現場閉所又は技術者及び技能労働者が交替しながら週休2日（4週8休相当）の休日を確保するもの。

## 3 対象工事

対象工事は、次に掲げる区分により発注するものとし、特記仕様書において対象工事であることを明示するものとする。

週休2日工事対象表

区分	発注方式	対象工事
週休2日工事	発注者指定型	原則全ての工事
		原則全ての工事（港湾工事を除く。）
週休2日工事（交替制）	受注者希望型	災害復旧工事 （港湾・営繕・機械設備工事を除く。）
		災害復旧工事（港湾・営繕・機械設備工事）
週休2日工事（現場閉所）	受注者希望型	災害復旧工事（営繕・機械設備工事）
		災害復旧工事（営繕・機械設備工事）

## 4 対象外工事

災害に対する応急復旧工事など緊急を要する工事、その他週休2日工事に適さないと判断される工事（小規模で現場作業期間が7日未満の工事など）については、対象外とする。

## 5 取組内容

### 5-1-1 工期設定（週休2日工事）

原則として（1）により設定することとするが、これによりがたい場合は（2）によることができるものとする。

#### (1) 標準日当り施工量及び年間作業不可能率による設定（工期設定支援システム）

実工期（施工量／標準日当り施工量）に年間作業不可能率（国の年間作業不可能率に準拠）を乗じた日数に、準備及び後片付けの日数（下表）を合計した日数とする。（営繕工事は除く。）

全体工期		
準備 工種毎設定 ※20～90日	工期期間 [施工量／標準日当たり施工量] × 1.9	後片付け 15～20日

準備日数	後片付日数	工種区分
20	15	森林整備B（農林）
30		森林整備A（農林）
		20
40	15	治山・地すべり（農林）、海岸（農林）、道路（農林）
	20	河川、河川・道路構造物、海岸（土木）、道路改良（土木）
50		舗装（新設）、道路維持
60		橋梁保全、舗装（修繕）（土木）
70		PC橋
80		共同溝等（土木）、トンネル
90		鋼橋架設、電線共同溝（土木）

※ 上記に記載がない工種区分については、準備期間 20 日、後片付け期間 15 日を最低必要日数として、工事内容に合わせて設定する。

営繕工事については、公共建築工事における工期設定の基本的な考え方にに基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど、適正な工期を設定する。新営工事については、（一社）日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

## (2) 過去の実績等による設定

工事積算資料の過去の実績等による工事日数を参考に工期を設定するものとする。

送水管耐震化事業など、積算資料に掲載がないものについても、詳細設計業務等において作成した施工計画や過去の実績を考慮の上、工期を設定するものとする。

### 5-1-2 工期設定（週休 2 日工事（交替制）、週休 2 日工事（現場閉所））

災害復旧工事の特殊性や出水期及び過去の実績等を考慮して工事日数を参考に工期を設定するものとする。なお、5-2 の実施協議の結果、実施の有無による工期変更は行わない。

### 5-2 週休 2 日工事（交替制）、週休 2 日工事（現場閉所）における実施協議

週休 2 日工事（交替制）又は週休 2 日工事（現場閉所）の受注者は、現場着手前までに、週休 2 日工事（交替制・現場閉所）実施協議書（様式第 2 号）により、輪島市週休 2 日工事の実施の有無を発注者と協議するものとする。

なお、協議の結果、実施しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

### 5-3 工事看板

受注者は、工事現場に週休 2 日に取り組むことを記載した工事看板（別図）を設置するものとする。

### 5-4-1 工程管理（週休 2 日工事、週休 2 日工事（現場閉所））

#### (1) 工事着手前

受注者は、工事着手前に週休 2 日工事（現場閉所）休日取得〔計画〕表（様式第 1 号）を作成し、監督員に提出・共有するものとする。

(2) 工事中

受注者は、工程に大きな変更が生じた場合は、週休 2 日工事（現場閉所）休日取得〔計画〕表（様式第 1 号）を修正し、監督員に提出・共有するものとする。

(3) 工事完了時

受注者は、工期最終日までに、週休 2 日工事（現場閉所）休日取得〔実績〕表（様式第 1 号）を作成し、監督員に提出するものとする。

#### 5-4-2 工程管理（週休 2 日工事（交替制））

(1) 工事着手前

受注者は、工事着手前に週休 2 日工事（交替制）休日取得〔計画〕表（様式第 3 号）を作成し、監督員に提出・共有するものとする。

(2) 工事中

受注者は、工程に大きな変更が生じた場合は、週休 2 日工事（交替制）休日取得〔計画〕表（様式第 3 号）を修正し、監督員に提出・共有するものとする。

(3) 工事完了時

受注者は、工期最終日までに、週休 2 日工事（交替制）休日取得〔実績〕表（様式第 3 号）を作成し、監督員に提出するものとする。

## 6 週休 2 日の定義

### 6-1 週休 2 日工事、週休 2 日工事（現場閉所）

#### ① 月単位

月単位の 4 週 8 休相当とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（8 日／28 日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### ② 通期

通期の 4 週 8 休相当とは、対象期間内の現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### (1) 対象期間

工事着手日から工事完了日までのうち、年末年始 6 日間及び夏季休暇 3 日間のほか、次に掲げる期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事故等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず休工、現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他外的要因により現場が不稼働となる期間

(2) 工事着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

(3) 現場完了日

工事施工範囲内で全ての作業が完了した日

(4) 現場閉所

- ・工事施工箇所において材料搬入、現場事務所での事務作業等を含め、一切の現地作業を行わない状態をいう。ただし、作業を伴わない現場巡視等は現場閉所とする（出来形計測等は不可）。
- ・天候不順（雨天・降雪等）により休工した日は現場閉所とする。

## 6-2 週休2日工事（交替制）

### ① 月単位

月単位の4週8休相当とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

### ② 通期

通期の4週8休相当とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

(1) 対象期間

工事着手日から工事完了日までのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間のほか、次に掲げる期間を除いたもの。

- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応
- ・受注者の責によらず休工、現場作業を余儀なくされる期間
- ・工事の全面中止期間等
- ・その他外的要因により現場が不稼働となる期間

(2) 工事着手日

工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日

(3) 現場完了日

工事施工範囲内で全ての作業が完了した日

## 7 週休2日の確認方法

### 7-1 週休2日工事、週休2日工事（現場閉所）

発注者は、5-4-1の週休2日工事（現場閉所）休日取得〔実績〕表（様式第1号）に基づき、次に掲げる内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うこととする。

- ・対象期間（工事着手日～工事完了日）
- ・週休2日（4週8休相当）の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

## 7-2 週休2日工事（交替制）

発注者は、5-4-2の週休2日工事（交替制）休日取得〔実績〕表（様式第3号）に基づき、次に掲げる内容に留意し、週休2日の達成状況の確認を行うこととする。

- ・対象期間（工事着手日～工事完了日）
- ・週休2日（4週8休相当）の日数の確認
- ・上記日数の休日の達成状況

## 8 費用

### 8-1 週休2日工事

- ・当初設計から月単位の週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた積算を行う。
- ・工事完了時に現場閉所の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たないものは通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たないものについては、補正分を減額する。

### 8-2 週休2日工事（交替制）、週休2日工事（現場閉所）

- ・当初設計では、従来基準により積算を行い、月単位の週休2日（4週8休相当）又は通期の週休2日（4週8休相当）の確保が確認できた場合（見込まれる場合）は、補正係数を各経費に乗じた積算を行い、変更設計を行う。
- ・工事着手前に発注者と週休2日工事（交替制・現場閉所）実施協議書（様式第2号）による協議が整わなかったもの又は協議を行わなかったものは補正の対象としない。

## 9 評定

週休2日の達成が確認できた場合、社会性等（第二次評定）における「建設現場における週休2日（4週8休相当）を達成」において、2.5点の加点を行う。

週休2日工事において、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られない場合や週休2日の実施について虚偽報告を行った場合は、法令順守等（第二次評定）における「その他」の項目において、7.5点を減ずる措置を行うものとする。

## 10 その他

この要領に定めのない事項又はこの要領に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、これを定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年9月1日から施行し、同日以後に発注する工事から適用する。

附 則（令和3年7月1日一部改正）

この要領は、令和3年7月1日から施行し、同日以後に発注する工事から適用する。

附 則（令和5年4月1日一部改正）

この要領は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に発注する工事から適用する。

附 則（令和6年4月1日一部改正）

この要領は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に発注する工事から適用する。

附 則（令和6年10月1日一部改正）

この要領は、令和6年10月1日から施行し、同日以後に発注する工事から適用する。

■ 工事看板参考図（別図）

**ご協力をお願いします**

〇〇〇〇〇〇を  
なおしています

令和〇年〇月〇日まで  
時間帯 〇:〇〇~〇:〇〇

**〇〇〇〇工事**

**この工事は、週休2日工事です**

発注者 輪島市〇〇課  
電話番号 000-000-0000

施工者 〇〇〇〇建設株式会社  
電話番号 000-000-0000

〇〇〇〇 建設工事

発注者	輪島市	
監修	輪島市〇〇課	
設計監理	建築・設備	〇〇〇〇〇〇
施工	建築	〇〇株式会社
	電気	〇〇株式会社
	機械	〇〇株式会社

この工事は、週休2日工事です